

令和 7 年第 5 回

君津市農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 7 日（水）

令和7年第5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年5月7日（水）午後2時00分から午後3時18分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 5号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請について

日程第5 議案第 6号から議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第20号から議案第24号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 議案第25号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和7年度最適化活動の目標の設定等について

日程第8 報告第 1号から報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号から報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第18号から報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（12名）

1番 内 海 孝 夫

3番 水 野 徳 子

5番 笹 本 幸 恵

9番 小 泉 春 水

2番 鮎 川 正 幸

4番 小笠原 武 男

6番 宇 野 真 弘

10番 齊 藤 昇

1 1 番 重 田 忠 男

1 2 番 長谷川 貢

1 3 番 鈴 木 隆

1 4 番 石 井 和 美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	安田 禎則
事務局次長	永 蔭 一 環
農業委員会事務局主査	占部 和裕
農業委員会事務局副主査	古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 5 回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

本日、追加議案がありますので、ご報告いたします。なお、追加議案及び議案目録につきまして、お手元に配布してございます。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

11 番、重田忠男委員、12 番、長谷川貢委員の 2 名をお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 4 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

占部主査 議案第 1 号について説明します。

六手地先の田 1 筆、面積 314 m²の賃借権の設定です。

なお、現況は畑となっております。

申請理由として、譲渡人は、自身で耕作できず貸付により維持管理を図るため。

譲受人は、自身が経営する飲食店で提供するハーブ類を自家栽培するためです。

許可基準として、譲受人は、経営農地はありませんが、当該農産物の栽培経験を有しており、農機具は、耕運機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、１６０日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。
続きまして、議案第２号について説明します。

小櫃台地先の畑一筆、面積５６７㎡を売買により、所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、農業経営の効率化を図るため。

譲受人は、申請地は自宅前にあり、以前から果樹栽培で維持管理を行っているため、所有権を得ようとするものです。

許可基準として、譲受人は、台帳上の経営農地はありませんが、申請地での果樹栽培を長年経験しており、農機具は草刈り機と軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は、２５０日と申告しており、資格等については、問題ないと思われます。
続きまして、議案第３号について説明します。

久留里市場地先の田２筆、面積２，２２５㎡を売買により、所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、申請地は５名共有地であるが、全員が市外居住であり維持管理ができないため。

譲受人は、以前から農業従事のための農地を探していたところ、住地の近隣農地所有者より譲渡の依頼があったため、としております。

許可基準として、譲受人は、台帳上の経営農地はありませんが、作業経験は３０年を有しており、農機具は、トラクター、軽トラック、草刈り機、ユンボ等の重機を所有しております。

農作業従事日数は、家族４人で延べ６３０日と申告しており、資格等については、問題ないと思われます。

続きまして、議案第４号について説明します。

向郷地先の畑一筆、１，３８５㎡を売買により所有権移転するものです。

なお、現況は田となっております。

申請理由として、譲渡人は、財産整理をおこなうため。

譲受人は、以前から耕作していた申請地を、譲渡人の依頼を受け所有し、経営の安定化を図るため、としております。

許可基準として、譲受人は、現在１５，７００㎡余の農地の経営をしており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等を所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ４５０日を超えており、資格等については、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、1番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 1番、内海です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

3条による賃借権の申請であります。

申請場所ですが、別冊1ページを御覧ください。

三直交差点を小糸方面に向かい、館山道をくぐり、すぐ右折し、300メートル先左側になります。

現地ですが、田1筆で現在畑になっています。

すでに植え付けしてありましたが、植え付けの時期がありますので、問題無いと考えております。

4月23日、譲受人と現地確認し、経営する飲食店で提供するハーブ類を栽培したり、栽培した花卉は順次乾燥させてハーブに加工し、製造するということです。

農作業に意欲があり、面積も増やしたいとのことであり、特に問題無いと思います。

以上です。

議 長 続きまして、議案第2号について、10番 齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案第2号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は別冊6ページを御覧ください。現地確認を行いました。

譲受人は、申請地が自宅前の土地で、以前から譲渡人の依頼を受けて果樹栽培により、維持管理を行っていたが、今回、所有権を得たいとするものです。

特に問題はないと思われます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第3号について、12番 長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 12番、長谷川です。

議案第3号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は別冊8ページを御覧ください。

県道大多喜君津線久留里市場から大多喜方面に向かい、上総聖苑の前の所にあります。

4月29日に代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、申請地は5名共有で相続したが、耕作放棄地となっております。

譲受人は、近くに居住し、土建業を営んでおります。

放棄地をユンボで整地し、芝生や野菜を栽培したいとのこと。

不許可の要件にあたるものはないものとみられ、特に問題はないと思われます。

御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第4号について、12番 長谷川委員から申し上げます。

長谷川委員 議案第4号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は別冊9ページを御覧ください。

県道久留里鹿野山湊線の前田鐵鋼の先を左折し、約200メートルの所にあります。

4月25日に代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、譲受人に委託耕作をしているので、譲渡したいとのこと。

不許可の要件にあたるものはないものとみられ、特に問題ないと思われます。

御審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、議案第1号ないし議案第4号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(質問、意見「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質問・意見がありませんので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は、許可することに決定いたします。

◎議案第５号

議長 長 日程第４、議案第５号、農地法第４条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

はじめに、事務局より説明をお願いします。

古市副主査 議案第５号についてご説明いたします。議案書の２ページをご覧ください。

戸崎地先の田７筆、面積５，９９４平方メートル、畑１筆、１，１９０平方メートル、計８筆、７，１８４平方メートルを砂利採取用地に一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和７年６月３０日まで許可を得ていますが、令和８年６月３０日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題無いと思われます。

以上です。

議長 長 ただいま、事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(質問、意見「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 質問・意見がありませんので採決いたします。

議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第６号ないし第１９号

議長 長 日程第５、議案第６号ないし第１９号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに、事務局より説明をお願いします。

古市副主査 議案第 6 号についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。

東栗倉地先の田 1 筆、面積 7 6 6 平方メートルを、地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第 2 種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル 1 6 6 枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

工事中は、大雨等の災害情報・注意報発令時にはパトロールを実施し、近隣住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう、万全の措置を講じます。

工事後は、周囲にフェンスを設置し、立入禁止の措置を講じ、管理責任者を標識にて明示します。

太陽光発電パネルを隣接地境界から 2 m 以上の緩衝帯を設け、周辺に影響がないように配慮します。

議案第 7 号についてご説明いたします。

東栗倉地先の田 1 筆、面積 2, 2 0 1 平方メートルを、地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第 2 種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル 1 6 6 枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

一般車両の通行もありますが、安全には十分気を付けて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は南側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第 8 号についてご説明いたします。

長谷川地先の畑 2 筆、面積 1, 5 2 5 平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第 2 種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル 1 4 4 枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません

工事中は粉塵・防音・ゴミ等の飛散防止に最善の注意を払い、周辺農地の作付け等に十分配慮します。

工事後も、発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

パネルの角度を考慮し、近隣へ配慮しています。

議案第9号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。

山滝野地先の田2筆、面積1,083平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません。

騒音等に配慮して工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第10号についてご説明いたします。

大戸見地先の田1筆、面積856平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません。

住宅も近くに無く、生活道路から一本奥に入っているため、一般車両の通行を妨げることもありませんが、安全には十分気を付けて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は南西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第11号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

大戸見地先の田3筆、面積1,246平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ

転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル108枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません。

騒音等に配慮して工事を実施します。

一般車両の通行を妨げないように配慮し、安全には十分気を付けて工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は南西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第12号ないし議案第13号については同一事業ですので、一括してご説明します。

議案書の5ページ及び6ページをご覧ください。

黄和田畑地先の田3筆、面積648平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません。

工事中は、敷地内のみで建設機械を使用し、道路への出入りの際は誘導員による安全確保を行います。

発電施設周囲の安全に配慮し、メッシュ状のフェンスを設置します。

太陽光パネルの設置位置は低く、隣地の日射の妨げはありません。

議案第14号についてご説明いたします。

蔵玉地先の田1筆、1,529平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

雑排水はありません。

住宅も近くになく、道路も赤道であるため生活道路の利用はありません。

一般車両の通行もありますが、安全には十分気を付けて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。道路側に面した場所には植栽を実施します。

隣接する農地は北側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第15号ないし議案第16号については同一事業ですので、一括してご説明します。

議案書の6ページ及び7ページをご覧ください。

蔵玉地先の田2筆、面積1,401平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も近くになく、道路も赤道であるため生活道路の利用はありません。

一般車両の通行もありますが、安全には十分気を付けて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は南側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第17号ないし議案第18号については同一事業ですので、一括してご説明します。

議案書の7ページ及び8ページをご覧ください。

蔵玉地先の田3筆、面積1,119平方メートル、畑187平方メートル、計1,306平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル180枚を設置したいとのことです。敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も近くになく、道路も赤道であるため生活道路の利用はありません。

一般車両の通行もありますが、安全には十分気を付けて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地はありません。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第19号についてご説明いたします。

坂畑地先の畑1筆、1,996平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。

住宅も数軒あるため、騒音等に配慮して工事を行います。

道路としては、生活道路としても一般車両の通行はほとんどありませんが、安全には十分気を付けて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は西側にあります。パネルの配置や角度等を考慮して付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第6号について、9番、小泉委員からお願いいたします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第6号について御説明いたします。

場所については、別冊の2ページを御覧ください。

4月28日に、代理人と現地にて聞き取り、確認を行いました。現地は草刈り等の管理もされていない状況でしたが、道路や周辺農地よりも低い場所で、雨水の排水にちょっと難があるかなんて思いましたけれども、隣接地も太陽光発電設備がありますので、特に周辺への影響はないように思われます。

よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第7号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 では、議案第7号について御説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は別冊の3ページを御覧ください。

こちらは国道465号線、東栗倉の交差点を下方三島方面に300メートルほど進みますと、先

ほど6号の場所ですが、そこから左に500メートルほど進みますと、7号の場所になります。

そちらのほう、4月28日に代理人とやはり現地確認を行いました。こちら草刈り等の管理はされていない状況でしたが、周辺も特に耕作されているような状況ではなかった場所です。

周辺への影響は何らないように思われますので、問題ないと思います。

よろしく御審議ください。

議 長 続きまして、議案第8号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。議案番号8号について御説明いたします。

申請内容につきましては事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、先ほどと同じく君津の長谷川地先となります。

別冊の6ページの地図を御覧ください。

この地図、左が小櫃駅方面、右に行くと市原の加茂という地域になる道沿いです。小櫃駅方面から入ってきまして、元トマ建材、生コン屋さんですけれども、その手前200メートルぐらいのところが今回の現地となります。

先月の4月29日に代理人の方と現地の確認をしてきました。現地ですけれども、今回申請された場所もまだセイタカアワダチソウが立っている状況でした。その隣接する農地も同じ環境で、耕作放棄地みたいな感じに見られました。

今回、現地で太陽光発電をするということで申請があったそうですけれども、周りの環境がそういう、もう耕作放棄地になっているような環境でしたので、今回進めても何ら影響はないと考えました。

御審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続きまして、議案第9号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案第9号について御説明いたします。

申請の内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の10ページをお開き願います。

芋窪とあるところから、山野滝とあるところ、この左下の角にあつて、国道410号バイパスが入ってきております。山野滝の滝乃家という食事どころの前の交差点を地図の上のほう、小櫃方面に向かいまして500メートルほどいったところの左下でございます。

4月24日午後に代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。現地の今の状況で

すが、数年前から休耕地となっているようです。譲渡しにつきましては相続によりこの土地を取得しましたが、市外に居住しており、農地の管理ができないので譲受人に地上権の設定をすることにしたとのことです。

譲受人は君津市内において多数の太陽光発電所を設置しており、申請地の隣接地でも太陽光発電所を営んでいることもあり、効率的に管理ができるため、この土地に地上権を設定し、太陽光発電所を設置するとのことでした。

問題はないと思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案番号１０号、１１号につきましては、譲渡人、譲受人が同一であるため、一括して御説明いたします。

申請内容の詳細については事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の11ページをご覧ください。

この地図の左の上のほうに、旧松丘小学校の跡地がありまして、その前の市道、広岡大戸見線を地図の下の方に１キロメートルほど進んだところに小櫃川に架かる大盛橋というのがあります。その手前を左折しまして、50メートルほどのところを今度は右折しまして、200メートルほどいったところの左側の奥が議案番号第１０号の申請地であります。そこからまた100メートルほどいった左側が議案番号第１１号の申請地となっております。

４月２４日午後に代理人と現地を確認、聞き取り調査をしました。現地につきましては休耕地となっており、更地となっておりました。譲渡人は相続によりましてこの土地を取得しましたが、市外に居住しており、農地の維持管理が困難なことから譲受人に売却することにしたそうです。

譲受人は周辺で既に太陽光発電所が設置されており、住民に迷惑をかけることもなく、安全に発電所を運営できる。この土地を取得して経営規模を拡大するため購入することにしたそうです。

申請地の一部は農振農用地でしたが、令和７年２月１７日付で農振農用地区域から除外したとの通知を受けております。

特に問題はないと思われますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長　続きまして、議案第１２号ないし議案第１３号について、14番、石井委員からお願いいたします。

石井委員　14番、石井です。

議案第１２号、議案第１３号につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して御

説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地であります、別冊の12ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号線を大多喜方面に向かいまして、先月も同じようなところでしたけども、蔵玉トンネルというのがあります。そこを出て300メートル進んだ右側のちょっとした高台になった場所になります。

4月25日に代理人の方と現地の確認及び聞き取りを行いました。申請地については休耕しておりますが、草刈り等はしてありました。議案第12号の2筆、議案第13号の1筆について、譲渡人はいずれも農地の維持管理ができないとのことで、今回、太陽光発電施設に所有権移転となります。

譲受人は隣接地でも同施設を保有しており、また、近隣についても特段の問題はないと思われしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 よろしく申し上げます。

議案第14号、議案第15号、議案第16号については、受け人が同一でございますので、やはり一括して説明させていただきます。

申請内容については事務局よりの説明のとおりです。

4月24日、代理人の方と同行して、所有権移転での太陽光発電施設について現地を確認いたしました。

別冊の13ページを御覧いただきたいと思いますけれども、議案第12号、議案第13号でもお話ししたところの隣地ということになります。場所は先ほども言いましたけれども、国道465号を大多喜方面に向かい、蔵玉トンネルを出てから200メートルぐらいの右側の少し上がったところであります。

議案第14号の1筆、議案第15号の1筆について、譲渡人は農地の維持管理ができないとのことで、議案第16号の1筆については遠隔地に居住しているため、維持管理ができないとのことで3件とも地続きになっておりますので、周辺の休耕地となっていますし、草刈り等はされていまして。

そういった形で近隣等についても議案第12号、議案第13号と同じように問題はないと思っておりますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

以上です。

議長 続きまして、議案第17号ないし議案第18号について、14番、石井委員からお願いいたします。

石井委員 議案第17号、議案第18号につきましては、やはり譲受人が同一ですので一括して説明いたします。

申請内容につきましては、事務局よりの説明のとおりでございます。

4月24日、代理人の方と同行にて所有権移転での太陽光発電施設としての現地確認を行いました。

申請地につきましては、13ページを御覧いただきたいと思います。

先ほどと同じように、場所的には同じところになります。国道465号を大多喜方面に向かって、蔵玉トンネルから200メートルぐらいのちょっと右側になります少し上がった高台というよりも少しの高台のところが申請地になります。

議案第17号、田3筆については、高齢により維持管理ができないとのこと、議案第18号の畑1筆については遠隔地に居住しており、やはり維持管理ができないとのことで、4筆とも地続きの休耕地となっており、草刈り等はされていました。

特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第19号について、14番、石井委員からお願いいたします。

石井委員 続きまして、よろしくお願いいたします。

議案第19号につきましては御説明いたします。

申請内容については、事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の14ページを御覧いただきたいと思います。

やはりここも国道465号を大多喜方面に向かい、名殿の信号より800メートルぐらい進んだ左側に高水自治会館がありますので、その手前を右側に、旧道のほうに入っていただきます。その旧道を亀山中学校及び亀山コミセンの方に向かっていただくわけですが、亀山コミセンの手前で十字路がありますので、そこを50メートルぐらいちょっと上っていただきます。するとY字路がありますので、それを右に進み、100メートルぐらいいった左側が申請地となります。

4月24日、代理人の方と所有権移転で太陽光発電施設ということで、現地のほうを確認いたしました。耕作はしていないものの草刈り等はされていました。また、隣接地にも同施

設が稼働していました。

譲渡人は管理ができないとのことで、近隣につきましても特段の問題はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

宇野委員 どれがというわけではないのですが、これだけ太陽光発電の議案があつて、あちこち太陽光発電施設に変わっていくのはしょうがないと思うのですが、その後20年とか30年とかたつたときに、その太陽光施設が野放しに放置されるような状態になったら大変だなというのが、ふと頭をよぎったので、何かその辺、許可するときに、撤退するときはきれいに、せめて更地にするじゃないですが、何か少し考えてもいいのかなと思いました。意見です。

議 長 齊藤委員。

齊藤委員 今回、自分も農地法5条申請のときに、太陽光の件で現地立会いに行つて、自分の立ち会った業者の方としばらく話をして、自分も今、宇野さんが言ったような話をしました。20年後、発電能力がなくなったら、これはそのままほっぽりだすのですかと。そしたら、自分のところは産廃業務の許可取つてありますので、それはきれいに更地にして、元に戻すつもりですとは言ってくれました。

だから、また今後、そういう一筆書いてもらうとか、更地にできればしたほうがいいと思うのですが、宇野さんが言ったあのまま放置されて、その太陽パネルの上にクズのつるが絡まって、草刈りができない状態になったら最悪な光景が目に見えるのですが、これから条例とか、許可するに当たって最後まで責任を取ってくださいというような文言を入れるとか、どうでしょうかね。

議 長 石井委員。

石井委員 私の地区は、隣の松丘地区もそうなのですが、太陽光発電の施設がかなりできています。私の地区はやっぱり農業といっても田畑があるので、用水の水あげのポンプが壊れたとか後継者がいないとか猪鹿蝶がいっぱいてどうしようもないとかという理由で、皆さん所有権を移転していくのですね。移転で太陽光発電をやっていくのですよ。

そうすると、さっき言ったように20年後のリサイクルという問題は、今、行政のほうでは発表しているのかしらというふうに考えちゃうのだけれども、私の土地じゃないからといえ

ばそうなのですけれども、山の中にそういう金物とかそういうものが残されていくのじゃないかなと、所有者のものでしょうけれども、その辺は報道とかを見ても、太陽光パネルの20年後のときのリサイクルということはまだ発表されていないように思うのですけれども、その辺がちょっと心配なところがありますので、許可するのはいいのですけれども、皆さん、どうせ何もやっていない田畑ですから、それで人もみんな市内のほうに、町なかのほうに引っ越しているぐらいだから、確かにそれはそれでいいのですけれども、土地が残っているのはやっぱり残っているわけですから、その辺が心配なところがあります。

以上です。

議 長 遊休農地になるよりは太陽光発電でも使ってもらったほうがという考え方はあるのですけれども、太陽光発電の許可を当然出しているところでは、処理についても何らか、多分、許可を出すところで何か出しているのじゃないかと思う。その辺、何か情報ありますか。

永寫事務局次長 現状、御存じのとおり、4条、5条、転用許可については県知事許可というところで、市の農業委員会としては意見を付して出しているところであります。宣誓書なりを見ても残念ながら費用面について計算するとき、見積り等を見ても廃棄の部分についての見積りの計算はありません。現状としては、事業を健全に行っていただくという大前提の下で許可が下りているというのが実情でございます。

今後、県に対して、当然農業委員会としては市に対しても県に対しても意見は出せるところでございますので、そういう意見をまとめて発するということは可能でございます。場合によってはそういう手段等を取ることも考えることがあるかと思えます。現時点では、特別な形というのが残念ながら事業を終了させるについてのいわゆる縛りとか条件とか、そういうのはないのが現状でございます。

以上です。

議 長 一応、皆さんの意見があったということで、それも書いてもらうということでもよろしいですか。県のほうに出せるということであれば、一応、こういう意見がありましたということで、許可の内容の中に皆さんに書いてもらうことでよろしいでしょうか。

じゃそういう形で出してもらうようにしてもらいたいと思います。

永寫事務局次長 それでは、進達の際に、その内容を入れてということで進達するというところで対応したいと思います。

議 長 それでは、ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

続きまして、議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第20号ないし議案第24号

議長 長 日程第6、議案第20号ないし第24号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第20号について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

戸崎地先の畑1筆、面積2,955平方メートルを砂利採取事業の許可延長に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取事業に伴う駐車場として、令和7年6月30日まで許可を得ていましたが、令和8年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われれます。

議案第21号ないし第24号について同一事業ですので、一括して御説明いたします。

議案書9ページ及び10ページを御覧ください。

長谷川地先の田3筆、面積2,160平方メートル、畑4筆、3,476平方メートル、計5,636平方メートルを砂利採取事業の許可延長に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地及び残土置場として、令和7年6月30日まで許可を得ていましたが、令和8年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われれます。

以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第 25 号

議長 長 日程第 7、議案第 25 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 7 年度最適化活動の目標の設定について、を議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧事務局次長 御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

別冊その 2、1 ページを御覧ください。

現在の君津市の農業の概要、1 番、農業委員会の状況につきましては、1 番、農業の概要、耕地面積等につきましては国が行った作付面積統計による数字を記入してございます。合計数字が合わないところは、統計上のずれというところで御認識をいただければと思います。

この中で遊休農地のほうが昨年より倍近い数字になっているところなんですけれども、これはこれまで地図による現地調査をやっていたところですが、タブレットを使ったことにより精密な内容の確認をしたというところから数字上、大きく増えている数字になっております。遊休農地面積について、約倍近い数字が増えたというところはそういう点でございます。

次に、その下の農家総数と農業就農者数との点につきましては、こちらは5年に一度の農林業センサスで記載してございます。内容については去年と同じような状況になりますので、これで割愛させていただきます。

次に、その右側の認定農業者数ですとか達成状況のところにつきましては、新規参入法人が前回より合計体が増えておるような状況でございます。

次に、2の農業委員会の現在の体制につきましては、委員の異動がありましたので、その異動に基づいて掲載をしております。

次に、2ページを御覧ください。

担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、これまでの集積面積が前年度より1.5倍増えまして、集積が進んでいる状況になっております。その結果、全体の集積率もプラス4%ほど向上しております。

次に、集積目標につきましては、当初、計画に比較して、農地中間管理事業での貸借が進んだというところから、また、後継者不足から担い手への集約が倍近く進んでいるところでございます。結果、目標に対しての約倍近い達成率になってございます。

3の目標に向けた活動につきましては、中間管理事業の中、また、市の広報等で制度の周知、活動につきましては農業委員さん、推進委員さんの協力を得ながら進んだと思っております。結果、目標に対する評価としては、2番の達成状況の数字から見て目標は達成できたと考えております。評価したいと考えております。引き続き集約化に向けて努力していきたいと思っております。

次に、3ページを御覧ください。

新たに農業経営を営もうとする人の参入の促進、いわゆる新規就農者でございますが、令和6年度は36経営体がありました。主に36経営体の内訳ですが、個人が30、法人が6でございます。上総地区が主に集中しております。経営の内容については、ブルーベリーを中心とする経営体と、あと露地野菜を目的とする経営体が多い状況です。

目標とすれば、目標よりも大幅に超える経営体数と面積があったので、目標は達成できたと考えております。

次に、4 ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価というところで、すみません、遊休農地面積ですが、350とあるところですが、1 ページ目のところの数字が正しく、371が正しい数字でございます。訂正申し上げます。大変失礼しました。

割合につきましては、それに伴いまして、約10%という数値になります。

タブレットを使用したより細かな調査に基づいて、結果、増えたというところから数字と見込んでおります。また、解消面積につきましては、前年度目標値に対して面積が出ております。これは農地の集約が進んだところからこの数字が出たと見込んでおります。達成状況としては十分達していると思込られます。

このことから4 番目の目標及び評価については、数字上のものですが、達成できたという評価に考えております。ただ、実態としての面積は倍以上に増えているところから、今後、新たな解消に向けてのないし、これ以上拡大しないように協力して、担い手の確保に努めたいと思ひます。

あと、目標に向けた活動につきましては、調査を皆さんに御協力いただいているところです。今年もまた田植えを皆さんが終わった後ぐらいに、来月あたりに皆さんにまた調査依頼等をしたいと考えております。

次に、5 ページを御覧ください。

違反転用の対応につきましては、違反転用面積については昨年と移動はございません。

新たな違反転用というところは、今回は特に見つかるあれはありませんでしたが、間でいろいろ話があった中、年度内の指導の範囲内で皆さん、是正していただいているところから、年度としての増加ということはありませんでした。また、皆さんの農地パトロール等、御協力いただいた結果、その都度報告してもらったので、早期発見と対応で年度をまたぐような増加がなかったと考えております。

次に、6 ページを御覧ください。

こちらにつきましては総会で処理した件数でございます。

1 年間の処理件数が去年の3 条に基づくものでございます。また、2 番のほうは4 条、5 条に基づく関係の数値でございます。

7 ページは、法人の農地所有適格化法人だけの数値になります。適格化法人以外の法人は貸借で可能ですが、この数字上の中には出てこないような状況です。

4 番の情報の提供につきましては、中間管理事業で移動、貸借があったものについての農

地の貸借の調査の金額がホームページで公表されております。

8 ページを御覧ください。

事務の実施状況については、議会の議事録等、ホームページで公表してございます。

9 ページを御覧ください。

令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等でございますが、1 では、先ほど冒頭で説明した状況をそのままここに転記した内容ですので省略させていただきます。

次に、10 ページの最適化活動の目標を御覧ください。

この中で、農地の前年度末の集積面積につきましては、昨年より大幅に増えてございます。中間管理事業等の集約が進んだところと見込んでおります。次に、②の目標につきましては、令和 8 年度に 15% という目標がある中、今年度の目標としては去年並みの面積を目標面積として、面積を減らさず、今年度の集積面積 516 ヘクタールとございますが、すみません、これは令和 6 年度の集積面積になっていまして、令和 8 年度目標で 15.3% ということから 565 ヘクタールを目標面積とさせていただきます、令和 8 年度目標を前倒しで令和 7 年度、達成できればと考えます。

したがって、目標面積が 565 ヘクタール、達成率が 15.3%、そういう目標設定にこれを訂正させていただきたいと思います。

次に、遊休農地面積の状況は内訳のとおりです。目標の面積ですけれども、調査における緑区分、比較的、面積に数値が出ていまして、この解消は 5 分の 1 程度という目標が定められていますので、目標数値を記載してございます。

次に、黄色区分は解消とは基本的には全て解消というような数字の目標となっております。

次に、新たな分については、主に新規 10% の、全体の 44 の目標に対して 10%、農地は新規の発生のほうの解消を目指すというところで目標設定をいたしました。

次に、11 ページの新規参入の促進の目標値ですが、去年の、すみません、これは 43 とありますが、36 経営体でございます。訂正させていただきます。となっております。目標としては、件数としては、目標件数は出てこないのですが、ここは比較的、下限面積等がなくなってきたところから、新規で小さな農業をやりたいということで農業を始める方がいらっしゃいますので、令和 6 年並みの拡大を目指すというところで設定できればと思っております。

また、2 の最適化活動の目標についての 6 日ですが、県の示す事業の最低日数が 1 人当たり、農業委員、推進委員さん、月 6 日という活動最低日数がありますので、それを目標値として設定したいと思います。また、活動強化の月間の設定も例年同様、遊休農地の解消の調

査、新規参入の促進と農地の集積の広報活動等を行いたいと考えます。また、新規参入相談会ですが、毎年11月に県が主催する相談会に今年も参加としたいと考えています。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

11ページのところで、新規参入の促進のところなのですが、課題に新規で農業を行いたいとの相談はあるが、就農までいかないケースが多いとあるのですが、その理由はなぜだか分かりますでしょうか。

永寫事務局次長 新規就農で相談に来る方が実際、農地を借り受けるまでに至らないところが多いです。君津市の農業はこういう形のものが多いですよとお話をしたり、借りるに当たってこういうことを考えなきゃいけないですよ、こういうことを考えなきゃいけないですよと申し上げているところで、夢だけをお話しして、じゃ次、またいついつ方針が決まったら連絡を下さいと言ったら、そのままになっちゃうケースが多いですかね。相談は受けるのですが、それ以上、次のステップになかなか進まないような感じですね。

笹本委員 年齢的にはやっぱり高めの方が多いのでしょうか。

永寫事務局次長 大体40代から、上の方は70前の方ぐらいと割と幅が広いような状況です。その中で年齢の偏りは特にはないです。

議 長 いいですか。

笹本委員 いいです。

議 長 じゃ宇野委員。

宇野委員 もし可能なら、僕でも構わないですが、農業委員とか農業者の人に、市役所だけで対応ではなくて、つないでもらってもいいんじゃないかなというふうに、今、来ていることも知らなかったのが実情で。

永寫事務局次長 我々もそこまで連れていきたいんです。ただ、相談に来る方は考えが浅い方が多くて、連れていったときに、大変恐縮ですが、第一線で働いている、農業をやっている方なので、ある程度見極めてお連れしたいなと思っているのですが、なかなか。

議 長 そこまでいかない。

永寫事務局次長 そうですね、なかなか本当に、昨日テレビを見ていたら新規就農をやってい

たから来たとか、そういうレベルの方も実際いるんです。

議 長 でも、そういう機会があれば、ぜひ農業委員を使って。

永寫事務局次長 もちろん新規就農をやるに当たって、一番肝なのはやっぱり地元の土地土地のつながりだと私は個人的には考えています。つまり、その土地にいた師匠的な存在、相談できる先がないと、農家はなかなか無理じゃないですかねというのが私の勝手な持論でございます。

ですので、地域、地元のつながりを持てるように、その窓口として農業委員さん、推進委員さんに大変期待しているところですので、できるだけ連れていきたいと思っています。

議 長 ほかに何か御質問。

鈴木委員。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

1 ページに農業委員と最適化推進委員の定数と実数が書いてありますけれども、実数が11ページのほうで最適化の目標活動日数の欄にも12人と13人と目標に記載されていますが、新しく補充する考えはないのですか。

永寫事務局次長 今のところ、6月の広報で委員さんを募集する算段をしております。6月の広報で募集をしますという掲載をしまして、7月から募集をかけたいと考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か御質問、御意見はありますか。

議 長 農地の集積というのは、担い手という定義というか、認定農業者の方とかそういう定義は何かあるんですか。

永寫事務局次長 担い手の定義は、とにかく農業をやっていただく方でございますので、認定農業者にかかわらず、規模拡大志向がある方は担い手として考えていただいて、また、自力で自耕作している方もできれば頑張ってもらって、担い手になってもらいたいというところから、自耕作の方も一応、担い手の扱いの類にはなっています。

議 長 集積というと、もっとまとめて、とかそういう方針のものなのかと。

永寫事務局次長 結局のところ、行き先がない農地を何とかしてつくって抱えていただく。役所の方、皆さんいらっしゃるので、できるだけさらに広げていただければなと思うんですけれども。

議 長 ほかに御質問、御意見はありませんか。

(発言する者なし)

議長 それでは、御質問、意見ありませんので、議案第25号について採決したいと思います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし議案第21号

議長 日程第8、報告第1号ないし第21号について、報告第1号ないし第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第15号ないし報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第18号ないし第21号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第21号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

宇野委員 書類の感じなんですけれども、11、12ページと移っているところで、農地法3条の3という見出しが2つあるのに、下には何も、同上すら何も書いていないので、読んでいけば分かるけれども、ここから新しい議案になっているのかな、なっていないのか、書類的に何か構成というか、報告番号は空白で、所有者空白。

占部主査 要するに、この報告番号の1が次ページにまたがっているのにもかかわらず、報告番号が分かりづらいので、前の案件なのか新しい案件なのか見づらいということでしょうか。

宇野委員 そうです。続いているのであれば、見出しはなくてもいいのかな、どっちかにしたほうがいいんじゃないのかなという。見出しがまた同じことを、受理したことを報告するといつて。

占部主査 これは今までの議案書の書式、フォーマットでやっています。見づらいところはありますけれども、報告番号等で区別して、前ページからの続きだというのは分かりやすい工夫はさせていただきます、ということでもよろしいでしょうか。

宇野委員 あと、次のページにまたがっているとき、空白でスタートするのは何かちょっと。まだ1つ目はいいんですけれども、上から通しで見られるけれども、でも1枚めくって裏と

表でこうやってやるときにそれだと。

占部主査 裏と表にならないように気をつけていますが、なっていますでしょうか。

宇野委員 なっていましたよ。

(「18、19」と呼ぶ者あり)

そうですね。18ページ、19ページのところがそうです。

占部主査 すみません。

宇野委員 特に内容には問題ないと思います。

占部主査 見やすいように工夫して頑張っていますけれども。

委員 でも、ソフト的にこのソフトを使うとこうなっちゃうということ。

占部主査 そうということなんです。

宇野委員 前は書いてあったような気がする。

議 長 ちょっとそこら辺は調べて。

事務局長 つくった経緯はあるかもしれない。

議 長 そういうふうに見やすいように。

宇野委員 以上です。すみません。

議 長 じゃそういうふうに対応をお願いします。

ちょっといいですか。報告番号の16と17なんですけれども、これは畑がまるきり同じ面積のものがある。たまたま面積がぴたっと同じになったのか気になった。

地番が違うから、たまたま面積がぴったり一緒だったから、間違いじゃないかなと思って。

永寫事務局次長 たまたまですね。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

水野委員 3番、水野です。

お聞きしたいのですが、報告番号14番の方で、あっせんの希望ありと書いてあるのですが、このあっせんというのはどのような形を取られているのでしょうか。

永寫事務局次長 あっせんがある場合につきましては、農地法第3条の届出の様式上、あっせんの希望の有無を記載してもらっています。あっせんがあった場合は担当の委員さんに、こういう希望が出ましたと、地図等をもってお知らせをしまして、調査していただいているところです。なかなか難しいですが、場合によっては相手方さんが見つかって、うまくいくこともあります。

ですので、基本的には地元の担当の農業委員さん、推進委員さんに対して直接、事務局か

ら連絡しているところです。

以上です。

議 長 要するに耕作してもらおうとかということのあっせんと。

永寫事務局次長 耕作も含めまして、売買、貸借等を含めまして、申請のときにどちらか希望を示していただいています。

事務局長 欄があって、する、しないという欄があって、するという場合は農業委員さんのほうに情報を流して、調べてという。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第21号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第6回農業委員会総会は、令和7年6月4日水曜日に市役所5階大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後3時18分)
